

## 愛媛県特定最低賃金の改正のお知らせ

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、**令和7年12月25日**から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ① パルプ、紙製造業最低賃金（1時間1,113円）
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（1時間1,114円）
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（1時間1,107円）
- ④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（1時間1,136円）

上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間1,033円）が適用されます。

使用者も労働者も

必ず確認、最低賃金！



詳細は次ページの一覧表又は愛媛労働局ホームページをご覧ください。  
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

### ◆愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>

(QRコード)



### ◆お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室（電話 089-935-5205）

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署（電話 089-917-5250）

新居浜労働基準監督署（電話 0897-37-0151）

今治労働基準監督署（電話 0898-32-4560）

八幡浜労働基準監督署（電話 0894-22-1750）

宇和島労働基準監督署（電話 0895-22-4655）

## 特定最低賃金

| 産 業 名  | 時 間 額             | 適 用 除 外  | 改正発効年月日                |
|--|-------------------|--|------------------------|
| <b>パルプ、紙製造業</b><br><small>(機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。)</small>  | <b>1,113</b><br>円 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者<br>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃又は片付けの業務<br>ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務<br>ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務   | <b>令和7年<br/>12月25日</b> |
| <b>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業</b><br><small>(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。)</small> | <b>1,114</b><br>円 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者<br>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃又は片付けの業務<br>ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務<br>ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務  | <b>令和7年<br/>12月25日</b> |
| <b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b><br><small>(発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。)</small>                               | <b>1,107</b><br>円 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者<br>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃又は片付けの業務<br>ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務<br>ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。） | <b>令和7年<br/>12月25日</b> |
| <b>船舶製造・修理業、船用機関製造業</b>  | <b>1,136</b><br>円 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者<br>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃又は片付けの業務<br>ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務<br>ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務                      | <b>令和7年<br/>12月25日</b> |
| <b>各種商品小売業</b><br><small>(衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。)</small>                                    | <b>1,033</b><br>円 | 左記の特定（産業別）最低賃金は、愛媛県最低賃金額が適用されています。   | <b>令和7年<br/>12月1日</b>  |

- (注) ① 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には**愛媛県最低賃金**が適用されます。
- ② 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。
- ③ 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。
- ④ 各種商品小売業の産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

## 愛媛県最低賃金

|       |                |         |                  |
|-------|----------------|---------|------------------|
| 時 間 額 | <b>1,033</b> 円 | 改正発効年月日 | <b>令和7年12月1日</b> |
|-------|----------------|---------|------------------|